

東京科学大学におけるコンプライアンス教育及び啓発活動実施計画

令和 7 年 7 月 31 日
研究活動不正防止対策委員会決定

国立大学法人東京科学大学(以下「本学」という。)では、国立大学法人東京科学大学における教育研究資金の適正な運営・管理に関する規則(平成 27 年3月6日規則第 14 号)第4条第2項に規定するコンプライアンス教育及び啓発活動の具体的な計画(以下「実施計画」という。)を以下のとおり策定し、この実施計画に基づき、コンプライアンス教育及び啓発活動を実施するものとする。

1-1. 統括管理責任者が行うコンプライアンス教育について

(1) 目的

組織全体で不正を防止する風土を形成するための総合的な取り組みを実施するため、全学共通の教材によるコンプライアンス教育を行い、本学における不正防止対策の理解や意識を高める。

(2) 教育内容

研究費の使用ルールやそれに伴う責任、自らのどのような行為が不正に当たるのかなどを理解させる内容とする。

(3) 対象者:

大学に所属する全ての職員(非常勤を含む。)、研究員、特別研究員、その他これらに類する者。

(4) 実施頻度

年1回程度。

(5) 実施方法

Web 上で動画を配信し実施。

(6) 受講時期

原則として、本学に雇用された年度に受講し、受講から3年以内ごとに再受講する。

1-2. コンプライアンス推進責任者が行うコンプライアンス教育について

(1) 目的

研究分野の特性を踏まえたコンプライアンス教育により、公正な研究活動の徹底に努める。

(2) 教育内容

研究者等の行動規範を修得させるものであり、研究分野により必要な内容とする。

(3) 対象者:

部局内の教育研究資金の運営・管理に関わる全ての職員等。

(4)実施頻度

年1回程度。

(5)実施方法

研究分野の特性を踏まえた教材を活用した研修会の実施やコミュニケーションツールを活用し全体周知を行う等、部局の実情を考慮した上で効果的と思われる形式により実施。

2. 啓発活動について

(1)目的

不正を起こさせない組織風土を形成するために、不正防止に向けた意識の向上と浸透を図る。

(2)対象

本学に所属する全ての職員(非常勤を含む。)

(3)実施内容

他機関で発生した不正事例の紹介等。

(4)実施回数

半期に1回又は四半期に1回程度。

(5)実施方法

- ・学内の各部署に啓発活動に係るポスターを掲示する。
- ・本学のホームページに啓発活動に係るポスターを掲載する。
- ・公正研究に関する情報を各部局の会議の場や電子メールにより周知する。